

江別市公用封筒広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江別市公用封筒（以下「封筒」という。）の広告掲載に関し、江別市広告掲載要綱（平成18年9月29日市長決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告印刷枚数及び広告掲載期間)

第2条 広告印刷枚数及び広告掲載期間は、次のとおりとする。

封筒種別	印刷枚数	広告掲載期間
角形2号	70,000枚	封筒を印刷し市が使用を終了するまでの期間
長形3号	120,000枚	

(広告掲載位置及び規格等)

第3条 広告の掲載位置、サイズ、枠数は、次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置等

掲載位置	広告枠サイズ	枠数
角形2号 封筒裏面	縦10cm×横20cm	2枠
長形3号 封筒裏面	縦7cm×横8cm	2枠

(2) 広告の掲載は、前項に掲げる枠単位で行うものとし、同一事業者が掲載できる数は、1枠を上限とする。ただし、応募が募集枠に満たない場合はこの限りではない。

(広告掲載料)

第4条 1枠あたりの広告料掲載料は、次のとおりとする。

封筒種別	広告掲載料	備考
角形2号 封筒裏面	140,000円	消費税及び地方消費税を含む
長形3号 封筒裏面	120,000円	

(広告掲載希望者の募集及び広告掲載の申し込み)

第5条 広告掲載希望者の募集及び広告掲載の申し込みは、次により行うものとする。

- (1) 募集の対象は事業者（広告代理店の応募も可能）とする。ただし、江別市広告掲載要綱第5条に規程する事業者は除く。
- (2) 広告掲載希望者の募集は、広告の規格、枚数、募集期間等その他必要な事項を明示して、市の広報紙及びホームページにより募集する。
- (3) 募集した枠数に広告掲載希望者が満たない場合においては、個別に広告

掲載の案内をし、又は、適切な方法により選定した広告取扱業者に広告の斡旋をすることができるものとする。

- (4) (3) の手続きについては、広告代理店、広告看板等の製作者及びこれらに類する者に代行させることができる。
- (5) 広告掲載希望者は、江別市公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に申し込むものとする。
- (6) 広告の内容、デザイン等は、広告主が経費を負担して市長の指定する仕様に従って作成しなければならない。

（広告掲載の審査及び決定）

第6条 広告掲載の審査及び決定については、次のとおり行うものとする。

- (1) 市長は、前条に規程する申込みがあったときは、江別市広告掲載要綱に基づき広告内容を審査するものとする。
- (2) 市長は、前項の規程による審査で、掲載内容に誤りがある、又は市民に誤解を与えると判断したときは、広告主に広告内容の修正を求めることができる。
- (3) 掲載に適すると認められる応募が募集枠を超える場合は、地域性及び公共性の高いものを優先とする。
ただし、上記により優先順位を決定できない場合は、市長が抽選を行い決定するものとする。
- (4) 市長は、前項の規程により広告掲載の可否を決定したときは、広告主に江別市公用封筒広告掲載可否決定通知書（様式2号）により通知するものとする。

（広告掲載に係る遵守事項等）

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、江別市広告掲載要綱第4条、江別市公用封筒掲載基準及び次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。
- (2) 広告掲載に対する責任の所在を明確にするため、掲載広告に広告主の名称その他広告主を特定できる事項を明記すること。
- (3) 封筒作成後の広告内容の変更はできないものとする。
ただし、軽妙な変更で、変更を求める広告主において変更後の封筒作成経費等を負担する場合は、この限りではない。
なお、軽妙な変更を要する場合は、直ちに市長に申し出て、承認を受けること。
- (4) 広告主は、広告の掲載に関し、肖像権又は著作権の使用について無断使用がないか確認するとともに、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をおこなってはなら

ない。

(5) 広告主は、広告掲載に内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(6) 市長は、広告主が広告掲載に当たっての遵守事項に違反したときは、必要な是正を指示し、又は広告掲載を中止するものとする。

(広告掲載を取り止めた場合の広告掲載料の取扱い)

第8条 広告掲載後に広告主の原因により、継続して広告を掲載することが不適當と認められたときには、広告掲載を取り止めるものとし、次の掲げる費用は、当該広告主の負担とする。

- (1) 封筒の作成に要する費用
- (2) 目隠しシールの作成及び貼付に係る費用
- (3) その他市長が必要と認める費用

(その他)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年 1月20日から施行する。

附 則 (令和8年 2月12日総務部長決裁)

この基準は、令和8年 2月12日から施行する。